

滋賀県離職者早期再就職支援事業助成金

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方等の再就職を支援するため、正規雇用労働者（正社員）として雇い入れる中小企業者等に対して、助成金を交付します。

対象労働者の雇用
1人につき **60万円**
(1事業主につき、5人まで)

中小企業者の範囲		
※(A)または(B)の要件を満たす企業		
業種	資本または出資額(A)	常時使用する労働者(B)
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成金の交付対象者(対象事業主)の要件

助成金の交付を受けることができる者は、次のア～エのいずれにも該当し、a～hのいずれにも該当しないもの

区分	要件	確認欄
交付対象要件 ※いずれにも該当すること	ア 事業を営む者（法人の場合、大企業を除く。個人事業主の場合、開業届を提出した者に限る。）であって、県内に事業所を有している事業主（県内に事業所を有する中小企業者、個人事業主、その他法人）	
	イ 対象労働者を次のいずれにも該当する形で雇用している事業主 ・雇用日が令和2年9月15日から同年12月15日までの間 ・対象労働者を新たに県内正規雇用労働者（直接雇用され、期間の定めのない労働契約を締結し、常勤の者であって、県内の事業所に勤務するもの）として雇用 ・雇用日から3か月を超えて、県内正規雇用労働者として勤務させたこと	
	ウ 公共職業安定所（ハローワーク）に、雇用保険被保険者資格取得届を行い、かつ、雇用保険被保険者資格取得等確認通知を受けている事業主	
	エ 当該雇用した労働者の労働に対する賃金（時間外手当、通勤手当等の各種手当を含む）を、支払期日までに支払っている事業主	
対象外要件 ※いずれにも該当しないこと	ア 過去1年間に、当該雇用する労働者と雇用、請負、委任、出向または派遣の関係があった事業主	
	イ 過去1年間に、当該雇用する労働者に対し、職場適応訓練または通算3か月を超える実習もしくは訓練を受講させた事業主	
	ウ 過去1年間に、当該雇用する労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主	
	エ 当該雇用する労働者と、助成金の交付を受けようとする者またはその役員が3親等内の親族（配偶者または3親等内の血族もしくは姻族）である事業主	
	オ 当該雇用する労働者について、新たな雇用に係る経費を助成対象とする他の助成制度（助成制度の利用を目的とした求人を行った場合を含む。）の適用を受けている事業主	
	カ 助成金の交付を受けようとする者またはその役員等が、暴力団または暴力団員と関係がある事業主	
	キ 県税の滞納その他県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと思われる事業主	
	ク 労働基準法を遵守していない、営業に関して必要な許認可を取得していない等各種法令を遵守していない事業主	

※助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件は、裏面をご確認ください。

◀申請・問合せ先▶ ※感染症の感染拡大防止のため、各種書類は郵送での提出にご協力ください。

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

・電話：077-528-3767

・メール：fe0004@pref.shiga.lg.jp

[問合せは、9時から17時まで]（土日、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は除く。）

助成金の交付対象となる雇用労働者（県内正規雇用労働者）の要件

《助成金の交付対象となる雇用労働者》

助成金の交付対象となる雇用労働者および雇用の内容は、①対象労働者を②の内容（形態）で雇用した場合。（これらの要件に満たして雇用された者を「県内正規雇用労働者」と言います。）

区 分	要 件		確認欄
①対象労働者の要件 ※(ア)、(イ)のいずれかに該当すること	(ア) 離職者等	令和2年4月16日以後に離職した者または採用を取り消された者 ※会社都合退職（解雇、雇止め）、自己都合退職は問いません。	県内に居住している者 または 県内の事業所に勤務していた者
	(イ) 就職困難者	(ア)以外の者で、令和2年9月14日時点において就職していない者のうち、同年4月16日から同年9月14日までの間に次のいずれかに該当したもの ✓就職相談その他の就職支援サービスを利用したこと ✓企業等に対して、就職活動を行ったこと ※4月1日採用の方が内定取り消しされた方など、離職者等に該当しない方でも就職に向けた活動を行っている方は対象となります。	県内に居住している者
②対象となる雇用内容の要件 ※(a)、(b)のいずれにも該当すること	(a) 雇用形態	次のいずれにも該当する形態で雇用されていること ✓直接雇用であること ✓期間の定めのない労働契約を締結していること ✓常勤であること	
	(b) 勤務場所	県内の事業所で勤務していること	

《助成金の申請から交付までの流れ》

①令和2年9月15日から同年12月15日までの間に
県内正規雇用労働者として雇用

②「助成金交付申請書」を県へ提出（郵送）
・雇用日から起算して30日以内に提出してください。
※雇用日が、令和2年9月15日～同年10月9日の場合は、令和2年10月10日～同年11月9日に提出
●県での審査後、交付を決定する場合は「交付決定通知」を送付（交付しない決定を行った場合は「不交付決定通知」を送付）

県内正規雇用労働者として、雇用日から3か月経過
（正規雇用労働者・県内勤務）

③「助成金実績報告書」を県へ提出（郵送）
・雇用日から起算して3か月経過した日以後30日以内または令和3年3月20日のいずれか早い日までに提出してください。
●県での審査後、問題がなければ「額の確定通知書」を送付

④「助成金交付請求書」を県へ提出（郵送）

⑤県から「助成金」を交付（振込）

【交付申請書時の提出書類】

- ✓助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ✓対象事業主および県内正規雇用労働者に関する申告書（別記様式第2号）
- ✓誓約書（別記様式第3号）
- ✓対象者に係る雇用契約書の写し
- ✓対象者に係る労働者名簿の写し
- ✓雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- ✓県税に未納がないことを証する書類
- ✓法人の登記簿謄本の写しまたは履歴事項全部証明書（個人は、開業届の写し）
- ✓就業規則
- ✓役員名簿
- ✓口座振込依頼書（別記様式第4号）
- ✓通帳の写し等口座情報が分かる書類

【実績報告時の提出書類】

- ✓助成金実績報告書（別記様式第9号）
- ✓県内正規雇用労働者に係る報告書（別記様式第10号）
- ✓勤務実態が確認できる書類（出勤簿の写し、賃金台帳の写し等）
- ✓賃金の支出が確認できる書類（給与明細書または領収書の写し等）

■ 交付決定の取り消し、助成金の返還

「助成金の交付要件に反している事実が認められたとき」、「偽りその他不正な行為によって支給を受け、または受けようとしたとき」、「その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき」のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消します。（既に交付されている場合は、全額を返還しなければなりません。）

✓ 交付要綱や申請書等の各種様式、記載例等は、滋賀県ホームページからダウンロードできます。

滋賀県> 県民の方 > しごと・産業・観光 > しごと・雇用 - お知らせ・注意

[<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/314836.html>]

滋賀県早期再就職 助成金

検索